

(別紙)

令和5年度実地指導是正改善項目

法人名 社会福祉法人仁摩福祉会

是正・改善指示事項	是正・改善状況（改善計画）
<p>【訪問介護事業所しおさい】</p> <p>◆文書で措置状況の報告を求めるもの</p> <p>重要事項説明書に、従業者の職務内容、従業者の勤務体制を記載すること。また、運営規程と重要事項説明書の記載内容（営業時間、主たる対象者）を一致させること。</p> <p>〈居宅介護〉</p> <p>【根拠：サービス基準条例第10条】</p> <p>【参考：サービス基準省令第9条】</p> <p>〈同行援護〉</p> <p>【根拠：サービス基準条例第44条に準用する第10条】</p> <p>【参考：サービス基準省令第43条に準用する第9条】</p> <p>サービスの利用に係る契約をした時は、受給者証記載事項、その他の必要な事項を市町村に報告すること。</p> <p>〈居宅介護〉</p> <p>【根拠：サービス基準条例第11条】</p> <p>【参考：サービス基準省令第10条】</p> <p>〈同行援護〉</p> <p>【根拠：サービス基準条例第44条に準用する第11条】</p> <p>【参考：サービス基準省令第43条に準用する第10条】</p>	<p>重要事項説明書に、従業者の職務内容、従業者の勤務体制を記載しました。「主たる対象者」は運営規程と重要事項説明書の記載内容を一致させました。「営業時間」は運営規程の修正をおこないました。</p> <p>※重要事項説明書・運営規程を添付します。</p> <p>サービスの利用に係る契約をした時は、大田市へ受給者証記載事項、その他の必要な事項を報告するよう改善しました。</p> <p>※報告書様式を添付します。</p>

是 正・改 善 指 示 事 項	是 正・改 善 状 況 （改 善 計 画）
<p>苦情解決規程について、記録の保存期間が「2年間」と定められていたの で「5年間」に改めること。</p> <p>〈居宅介護〉 【根拠：サービス基準条例第43条】 【参考：サービス基準省令第42条】</p> <p>〈同行援護〉 【根拠：サービス基準条例第44条に準用する第43条】 【参考：サービス基準省令第43条に準用する第42条】</p> <p>◆文書での報告を求めないもの 該当事項無し</p>	<p>苦情解決規程の記録の保存期間を「5年間」に改めました。 ※苦情解決規程（障がい福祉サービス）を添付します。</p>
<p>【根拠略称】</p> <p>〈サービス基準条例〉 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年12月21日島根県条例第75号)</p> <p>〈サービス基準省令〉 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第171号)</p>	